

瑞穂町一般廃棄物収集運搬業許可申請について

- 1 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第9号）に下記書類及び図面を添付して、2部（正・副本）提出してください。
- 2 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物（収集運搬業・処分業）変更許可申請書（様式第12号）に下記書類及び図面のうち変更に関するものを添付して、2部（正・副本）提出してください。

	添 付 書 類 及 び 図 面	備 考
1	住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本）	
2	身分証明書（法人にあつては、役員を含む）	
3	申請者（法人にあつては、役員を含む）が瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第30条第1項第3号アからウまでに該当しない旨を記載した書類	別紙1
4	印鑑証明書	
5	【法人の場合】直前3年（更新の場合は直前2年）の各事業年報における貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ※新規に事業を始める者は資本金額等を証明する書類 【個人の場合】直前3年（更新の場合は直前2年）の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類	
6	【西多摩衛生組合以外へ搬入する場合】搬入先を証明できる書類 ※運搬先との契約書及び処理業許可書の写しなど	
7	運搬車の車庫の写真及び付近の見取図	別紙2
8	【保管積替施設の許可を受ける場合】積替施設等の配置図、設計図（新たに設置する場合）、写真及び付近の見取図	
9	事務所、その他の施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）及び事務所の案内図 ※事務所、駐車場等に関する土地・家屋所有証明書もしくは借用契約書など	別紙3
10	自動車車検証の写し ※車両一覧及び車両の写真を添付	別紙4 ※変更申請の場合は別紙4及び別紙4-2 別紙5
11	従業員名簿	別紙6
12	事業系一般廃棄物排出者届 ※排出事業者名及び所在地	別紙7

抜粋：瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第30条第1項

(3) 申請人（法人にあつては、役員を含む）が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまでの一に該当する者
- イ この規則若しくはこの規則に基づく処分に違反し、5年を経過しない者
- ウ この規則により許可を取消され、その取消の日から5年を経過しない者

瑞穂町住民部環境課清掃係
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2335番地
電話 042-557-7706